

平成二十八年十一月二十九日受領
答 弁 第 一 五 四 号

内閣衆質一九二第一五四号

平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出自衛隊のソマリア沖・アデン湾の海域における活動の現状に関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねについては、国際商業会議所国際海事局の年次報告によると、平成二十一年は二百十八件、平成二十二年は二百十九件、平成二十三年は二百三十七件、平成二十四年は七十五件、平成二十五年は十五件、平成二十六年は十一件、平成二十七年は零件であると承知している。

二について

お尋ねの「ジブチに駐在する自衛隊員数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づきジブチ共和国を拠点としてソマリア沖・アデン湾において継続的に活動を行っている自衛隊の部隊の同法第七条第二項に規定する対処要項で定める期間ごとの人員数については、派遣海賊対処行動水上部隊は平成二十一年七月二十四日から平成二十八年十一月二十四日現在までは約四百名であり、派遣海賊対処行動航空隊は平成二十一年七月二十四日から平成二十二年七月二十三日までの間は約百五十名、同月二十四日から平成二十四年七月

二十三日までの間は約百八十名、同月二十四日から平成二十六年七月二十三日までの間は約百九十名、同月二十四日から平成二十七年七月二十三日までの間は約七十名、同月二十四日から平成二十八年十一月二十四日現在までは約六十名であり、ジブチ現地調整所は平成二十四年七月二十四日から平成二十六年七月二十三日までの間は三名であり、派遣海賊対処行動支援隊等は同月二十四日から平成二十八年十一月二十四日現在までは約百十名である。なお、派遣海賊対処行動水上部隊については、同月二十日に本邦を出発した部隊が現在ソマリア沖・アデン湾で活動している部隊と交替を行った後は約二百名となる予定である。

三及び七について

現在、ソマリア沖・アデン湾における海賊による事案の発生件数は極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動、船舶の自衛措置、民間武装警備員による乗船警備等が大きく寄与しているが、海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊による脅威が引き続き存在していることから、海賊行為に対処しなければならぬ状況には依然として変化が見られない。

ソマリア沖・アデン湾における自衛隊の部隊による海賊対処行動の在り方については、当該海域における海賊による脅威の動向、海賊事案に係る情勢の推移、自衛隊及び諸外国の活動状況等を総合的に勘案し

つつ、政府において適切に判断してまいりたい。

四について

お尋ねについては、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為に対処するためにジブチ共和国に派遣される自衛隊等の地位等について定めるために、ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成二十一年外務省告示第二百二十三号）を締結している。

五について

平成二十七年度及び平成二十八年度において、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づきジブチ共和国を拠点としてソマリア沖・アデン湾において継続的に活動を行っている自衛隊の部隊は、ソマリア沖・アデン湾周辺海空域において、戦術技量の向上及び欧州連合、トルコ、パキスタン等の部隊との連携強化を目的として、ヘリ発着艦訓練、戦術運動、通信訓練等を実施している。

六について

現在、ソマリア沖・アデン湾における海賊による事案の発生件数は極めて低い水準で推移しており、これには自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動、船舶の自衛措置、民間武装警備員による乗船警備等が

大きく寄与している。派遣海賊対処行動水上部隊の護衛艦による活動は、民間船舶の船団を直接護衛する方式に加え、状況に応じて割り当てられる海域において警戒に当たるゾーンディフェンスの方式を各国と協力して実施しており、また、派遣海賊対処行動航空隊の固定翼哨戒機P3Cによる活動は、各国航空機によるソマリア沖・アデン湾での警戒監視の七割以上を占め、その情報は各国部隊の海賊対処活動の基礎となっており、自衛隊の部隊によるこれらの活動は、海賊行為を抑止する効果を上げていると考えている。